

滋賀県地域支援事業交付金交付要綱

(通則)

- 1 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第123条に基づく県交付金については、予算の範囲内において交付するものとし、法、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）、介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成10年政令第413号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。）および滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的および趣旨)

- 2 この交付金は、市町が、地域支援事業を行うことにより、被保険者が要介護状態または要支援状態となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、地域における包括的な相談および支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制および認知症の方への支援体制の構築等を一体的に推進する。

(交付の対象)

- 3 この交付金は、それぞれアからウまでに掲げる事業を交付の対象とする。
 - ア 法第115条の45第1項第1号および同項第2号に基づき、平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知の別紙「地域支援事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）別記1により市町が行う事業（以下「介護予防・日常生活支援総合事業」という。）
 - イ 法第115条の45第2項各号および第115条の48に基づき、実施要綱別記2および3により市町が行う事業（以下「包括的支援事業」といい、このうち法第115条の45第2項第1号から第3号までを「包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）」とし、同項第4号から第6号および法第115条の48に掲げる事業を「包括的支援事業（社会保障充実分）」という。）
 - ウ 法第115条の45第3項に基づき、実施要綱別記4により市町が行う事業（以下「任意事業」という。）

(交付額の算定方法)

- 4 この交付金の交付額は、次により算出するものとする。

ア 次の表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費（※）の実支出額から指定介護予防支援等にかかる収入額を控除した額とを比較して少ない方の額と、総事業費（※）から指定介護予防支援等にかかる収入額を含む寄付金その他の収入額とを控除した額とを比較して少ない方の額から、令和4年2月4日厚生労働省発子0204第2号、社援0204第4号、障0204第1号、老0204第1号厚生労働事務次官通知の別紙「重層的支援体制整備事業交付金交付要綱」（以下「重層的支援体制整備事業交付要綱」という。）に定める地域包括支援センターの運営に要する費用相当額、地域介護予防活動支援事業に要する費用相当額及び生活支援体制整備事業に要する費用相当額（以下「重層的支援体制整備事業に要する費用相当額」という。）を控除した額を選定する。

（※）指定介護予防支援および第一号介護予防支援（以下「指定介護予防支援等」という。）の業務にかかる経費を含むものとし、同業務を指定居宅介護支援事業所へ委託している場合の委託費も含むものとするほか、重層的支援体制整備事業に要する費用相当額を含むものとする。

イ アにより選定された額に、第4欄に定める交付率を乗じて得た合計額を交付額とする。ただし、交付率を乗じた額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 交付率
介護予防・日常生活支援総合事業	<p>一 次号に掲げる市町以外の市町村のイまたはロに掲げる額のうちいずれか高い額</p> <p>イ 当該市町における（1）に掲げる額から（2）に掲げる額を控除して得た額</p> <p>（1）平成26年度予防給付費額（介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防支援に係るものに限る。）および平成26年度介護予防等事業費額の合算額に、平成27年度から令和3年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額</p> <p>（2）令和2年度の介護予防支援給付費額</p>	<p>介護予防・日常生活支援総合事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役員費、委託料、使用料及び賃借料（介護予防のための器具等をレンタルまたはリースする場合は、購入する場合の単価が10万円以下のものに限る。）、備品購入費（介護予防のための器具等を購入する場合は、単価</p>	<p>12.5 ／100</p>

	<p>ロ 当該市町における（１）に掲げる額から（２）に掲げる額を控除して得た額</p> <p>（１）平成26年度の予防給付費額および平成26年度介護予防等事業費額の合算額に、平成27年度から令和３年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額</p> <p>（２）令和３年度の予防給付費額</p> <p>二 平成27年度から平成29年度までのいずれかの年度において介護保険法施行令第37条の13第8項第8号に規定される特定事情市町村と認められた市町</p> <p>前号に定める額と、次のイまたはロに掲げる額のうちいずれか高い額</p> <p>イ 平成29年度の介護予防・日常生活支援総合事業費額および介護保険法施行令第37条の13第8項第6号に規定される経過的特定予防給付費額の合算額に平成30年度から令和３年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額から前号イ（２）に掲げる額を控除して得た額</p> <p>ロ 平成29年度の介護予防・日常生活支援総合事業費額および予防給付費額の合算額に平成30年度から令和３年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じて得た</p>	<p>10万円以下のものに限る。）、負担金、補助金</p> <p>なお、給料、職員手当等および共済費については、介護予防・生活支援サービス事業のうち、訪問型サービスCおよび通所型サービスCに従事する保健師に係る経費を除く。</p>	
--	--	---	--

額から前号ロ（２）に掲げる額を控除して得た額

- ※1 75歳以上被保険者数変動率とは、介護保険法施行規則第140条の62の10により算定される率
 - ※2 平成28年度より介護予防・日常生活支援総合事業を開始する場合は、一イ（１）について、平成27年度の予防給付費額および平成27年度介護予防等事業費額の合算額に、平成28年度から令和３年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じるものとし、ロ（１）について、平成27年度の予防給付費額および平成27年度介護予防等事業費額の合算額に、平成28年度から令和３年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じるものとする。
 - ※3 平成29年度より介護予防・日常生活支援総合事業を開始する場合は、一イ（１）について、平成28年度の予防給付費額および平成28年度介護予防等事業費額の合算額に、平成29年度から令和３年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じるものとし、ロ（１）について、平成28年度の予防給付費額および平成28年度介護予防等事業費額の合算額に、平成29年度から令和３年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じるものとする。
- なお、市町における総合事業の

	<p>円滑な実施に配慮し、対象経費の支出予定額が基準額を超える場合は、個別協議を実施し、厚生労働大臣が特に必要と認める場合に限り、その額に置き換えることができる。</p>		
<p>包括的支援事業 (地域包括支援センターの運営) および任意事業</p>	<p>平成26年度の包括的支援事業および任意事業の上限額に当該市町の65歳以上高齢者数の伸び(注)を乗じて得た額とする。平成28年度以降は前年度に算定した基準額に当該市町の65歳以上高齢者数の伸び(注)を乗じて得た額とする。(以下、「原則の上限額」という。)</p> <p>なお、平成29年度において、以下の(ア)と(イ)の両方の取組を推進する市町で、上記の計算式に代えて次の計算式により基準額(下記の①と②の合計額。以下「特例の上限額」という。)を算出していた場合、引き続き、次の計算式により基準額を算出する。一部事務組合および広域連合においては、構成市町ごとに計算した額の合計額を基準額とする。</p> <p>(ア) 少なくとも介護給付適正化の主要5事業(要介護認定の適正化、ケアプラン点検、住宅改修等の点検、医療情報との突合・縦覧点検、介護給付費通知)を全て実施していること。</p> <p>(イ) 介護予防・日常生活支援総合事業を実施していること。</p> <p>※ 平成26年度の包括的支援事業・任意事業の上限額が12,500千円未満の市町は(ア)の要件を満</p>	<p>包括的支援事業および任意事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金、扶助費</p>	<p>19.25 / 100</p>

	<p>たさなくても可。</p> <p>① 地域包括支援センターの運営 25,000千円に当該市町の当該年度における65歳以上高齢者数を4,500で除した値を乗じた額 ※ ただし、この計算の結果が12,500千円以下の場合は12,500千円とする。</p> <p>② 任意事業の実施 930円に当該市町の当該年度における65歳以上高齢者数を乗じて得た額 なお、特例の上限額の範囲内であれば、地域包括支援センターの運営に係る費用は①により算出される額を超えても差し支えない。一方、任意事業の実施に係る費用は、以下の(a)または(b)のいずれか高い額を超えてはならない。</p> <p>(a) ②により算出される額 (b) ①および②の合計額を基準額として選択した年度(=移行年度)の前年度の任意事業実績額×当該市町の65歳以上高齢者数の伸び率</p> <p>(注) 10月1日時点の住民基本台帳における65歳以上高齢者数の当該年度を除く直近3カ年の平均伸び率</p>		
<p>包括的支援事業 (社会保障充実分)</p>	<p>以下の①から④の算定式の合計額を「標準額」とし、これを基本として、各市町の実情に応じて算定した額で厚生労働大臣が認める額とする。</p> <p>なお、就労的活動支援コーディネーター(就労的活動支援員)の</p>		

	<p>配置および地域ケア会議については、現に実施されていないことがあり得るが、その場合は、標準額に含めることはできない。</p> <p>① 実施要綱の別記3の1に掲げる在宅医療・介護連携推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (a)および(b)の合計額 (a)1,058千円 (b)3,761千円×地域包括支援センター数（注） <p>② 実施要綱の別記3の2に掲げる生活支援体制整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置および協議体の設置 ・ 第1層（市町圏域）8,000千円 <p>※ ただし、指定都市の場合は、当該額に行政区の数、一部事務組合および広域連合の場合は、当該額に構成市町の数に乗じることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第2層（日常生活圏域） 4,000千円×日常生活圏域数（法第117条第2項第1号の区域をいう。以下同じ。）の数 <p>※ 日常生活圏域が1つである場合は、第2層は算定できない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）の配置 8,000千円 <p>※ただし、指定都市の場合は、当該行政区の数、一部事務組合および広域連合の場合は、当該額に構成市町の数に乗じることとする。</p> <p>③ 実施要綱の別記3の3に掲げ</p>		
--	--	--	--

	<p>る認知症総合支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症初期集中支援事業 10,266千円 <p>※ ただし、指定都市の場合は当該額に行政区の数、一部事務組合および広域連合の場合は、当該額に構成市町の数に乗じることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症地域支援・ケア向上推進事業11,302千円 <p>※ ただし、一部事務組合および広域連合の場合は、当該額に構成市町の数に乗じることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業 4,529千円 <p>※ただし、指定都市の場合は、当該額に行政区の数、一部事務組合および広域連合の場合は、当該額に構成市町の数に乗じることとする。</p> <p>④ 実施要綱の別記3の4に掲げる地域ケア会議推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1,272千円×地域包括支援センター数（注） <p>（注）法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。</p>		
--	---	--	--

（交付金の概算払）

5 知事は、必要があると認める場合においては、概算払いをすることができる。

（交付の条件）

6 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業に要する経費の配分の変更はしてはならない。

(2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければ

ばならない。

- (3) 事業を中止し、または廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合または事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、または効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具およびその他の財産については、適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この交付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または廃棄してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部または一部を県に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、または効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 交付金と事業に係る予算および決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入および歳出について証拠書類を整理し、かつ調書および証拠書類を交付額の確定の日（事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、または効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、または適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(申請手続)

- 7 市町の長は、別紙様式第2を、関係書類とともに、知事が定める日までに知事に提出するものとする。

(変更申請手続)

- 8 市町の長は、この交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、別紙様式第3を、関係書類とともに、知事が定める日までに知事に提出するものとする。

(交付決定の通知)

- 9 知事は、7の規定による交付申請があったときは、これを審査し、交付の決定を行う。この場合において、当該年度内に8の規定による変更申請が行われなかったときは、当該交付決定をもって当該会計年度における交付額を確定したものとみなす。

(変更交付決定の通知)

- 10 知事は、8の規定による変更交付申請があったときは、これを審査し、変更交付決定の通知を行う。この場合において、当該変更交付決定をもって当該会計年度における交付額を確定したものとみなす。

(実績報告)

- 11 市町の長は、当該年度の事業が完了したとき、または6の(3)により事業の中止もしくは廃止の承認を受けたときには、別紙様式第4を、関係書類とともに、知事が定める日までに知事に提出するものとする。

(返還命令および追加交付)

- 12 知事は、11の規定による実績報告によって交付額に超過額または不足額があると認められたときは、市町に対して返還命令または追加交付を行うこととする。この場合において、返還または追加交付は、交付額に超過額または不足額があると認めた日の属する会計年度の予算において対応するものとする。

(その他)

- 13 本事業は、障害者総合支援制度の地域生活支援事業、子ども・子育て支援制度の地域子育て支援拠点事業、健康増進事業などの地域づくりに資する事業について、事業の効果、効率性や対象者の生活の質を高めるため、複数の事業を連携して一体的に実施することができる。

その場合、一の事業の担当する職員が、他方の事業の対象者に対して支援を提供することが可能であり、その際の費用について、本交付金へ計上する場合は、総費用を市町内の高齢者数、障害者数、子どもの数などの割合に応じて按分するなど、合理的な方法により按分すること。

なお、具体的な取扱いについては、「地域づくりに資する事業の一体的な実施について」(平成29年3月31日付け健健発0331第1号、雇児総発0331第4号、社援地発0331第1号、障企発0331第1号、老振発0331第1号厚生労働省健康局健康課長、雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局地域福祉課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局振興課長通知)を参考とすること。

- 14 重層的支援体制整備事業を実施する場合には、4に定めるとおり、同事業に要する費用相当額と地域支援事業の実施に要する額を合算した額を、第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と比較することにより上限額が管理されることに留意すること。

付 則

この要綱は、平成18年11月1日から施行し、平成18年度の交付金より適用する。

この要綱は、平成19年4月16日から施行し、平成19年度の交付金より適用する。

この要綱は、平成20年6月1日から施行し、平成20年度の交付金より適用する。

この要綱は、平成21年6月8日から施行し、平成21年度の交付金より適用する。

この要綱は、平成22年4月21日から施行し、平成22年度の交付金より適用する。

この要綱は、平成23年4月28日から施行し、平成23年度の交付金より適用する。

この要綱は、平成24年5月25日から施行し、平成24年度の交付金より適用する。

この要綱は、平成26年7月24日から施行し、平成26年度の交付金より適用する。

この要綱は、平成28年3月1日から施行し、平成27年度の交付金より適用する。

この要綱は、平成29年10月16日から施行し、平成29年度の交付金より適用する。

この要綱は、平成30年6月6日から施行し、平成30年度の交付金より適用する。

この要綱は、令和元年5月23日から施行し、令和元年度の交付金より適用する。

この要綱は、令和2年6月16日から施行し、令和2年度の交付金より適用する。

この要綱は、令和4年2月7日から施行し、令和3年度の交付金より適用する。

別紙様式第1

令和 年度地域支援事業県費交付金調書

県			市 町 等								市町名
歳出予算科目	交付決定の額	交付率	歳 入			歳 出					備 考
			科 目	予算現額	収入済額	科 目	予算現額	うち県費 交付金 相当額	支出済額	うち県費 交付金 相当額	
	円			円	円		円	円	円	円	

- 1 「市町等」の「科目」は、歳入にあつては款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
- 2 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減等の区分を明らかにして記入すること。
- 3 「備考」欄は、参考となるべき事項を適宜記入すること。

滋賀県知事 様

市町長名
担当者氏名
連絡先電話番号

令和 年度地域支援事業県費交付金の交付申請について

標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1 交付金申請額	金	円
〔 内訳 介護予防・日常生活支援総合事業 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営) および任意事業 包括的支援事業(社会保障充実分) 〕	金	円
	金	円
	金	円
	金	円

2 添付書類(以下該当する様式のみを添付すること)

全事業共通

- (1) 令和 年度地域支援事業交付金所要額調(様式1)
- (2) 令和 年度任意事業実施計画書(様式2)
- (3) 令和 年度包括的支援事業(社会保障充実分)計画書(様式3)
- (4) 令和 年度歳入歳出予算書(見込書)抄本

該当がある場合のみ

- (5) 令和 年度介護予防・日常生活支援総合事業の上限額引き上げに係る事業実施計画書(様式1別添1)

令和 年度地域支援事業交付金所要額調

区 分	総事業費 A 円	寄付金その他の 収入額 B 円	差引額 C(A-B) 円	対象経費 支出予定額 D 円	基準額 E 円	交付基本額 F 円	交付金所要額 G 円	備 考
1 介護予防・日常生活支援総合事業								
(1)訪問型サービス(第1号訪問事業)								
ア 訪問介護相当サービス								
イ 訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)								
ウ 訪問型サービスB(住民主体による支援)								
エ 訪問型サービスC(短期集中予防サービス)								
オ 訪問型サービスD(移動支援)								
カ その他								
(2)通所型サービス(第1号通所事業)								
ア 通所介護相当サービス								
イ 通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)								
ウ 通所型サービスB(住民主体による支援)								
エ 通所型サービスC(短期集中予防サービス)								
オ その他								
(3)その他生活支援サービス(第1号生活支援事業)								
ア 栄養改善を目的とした配食								
イ 定期的な安否確認及び緊急時の対応								
ウ 訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等								
エ その他								
(4)介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)								
(5)支払審査手数料								
(6)高額介護予防サービス費相当事業等								
(7)一般介護予防事業								
ア 介護予防把握事業								
イ 介護予防普及啓発事業								
ウ 地域介護予防活動支援事業								
エ 一般介護予防事業評価事業								
オ 地域リハビリテーション活動支援事業								
2 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業								
(1)包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)								
(2)任意事業								
ア 介護給付等費用適正化事業								
イ 家族介護支援事業								
ウ その他の事業								
(ア)成年後見制度利用支援事業								
(イ)福祉用具・住宅改修支援事業								
(ウ)認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業								
(エ)認知症サポーター等養成事業								
(オ)重度のALS患者の入院におけるコミュニケーション支援事業								
(カ)地域自立生活支援事業								
3 小 計(1+2)								
4 包括的支援事業(社会保障充実分)								
(1)在宅医療・介護連携推進事業								
(2)生活支援体制整備事業								
ア 生活支援コーディネーター・協議体								
イ 就労的活動支援コーディネーター								
(3)認知症初期集中支援推進事業								
(4)認知症地域支援・ケア向上事業								
(5)認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業								
(6)地域ケア会議推進事業								
5 合 計(3+4)								

上限設定の選択
① 総合事業
② 包括的支援事業(社会保障充実分)

個別協議の有無
① 総合事業
② 包括的支援事業(社会保障充実分)

重層的支援体制整備事業の実施有無

重層的支援体制整備事業に要する費用相当額 総額(①+②+③)
円
①地域介護予防活動支援事業費相当額
円
②地域包括支援センターの運営費相当額
円
③生活支援体制整備事業費相当額
円
ア 生活支援コーディネーター・協議体
円
イ 就労的活動支援コーディネーター
円

保 険 者 名	
都道府県コード*	
都道府県名	
市区町村コード*	
C・D	

(注) 1 A欄のうち、地域包括支援センターの運営については、交付要綱4にいう総事業費(指定介護予防支援等の業務にかかる経費を含む。また、指定介護予防支援等の業務を指定居宅介護支援事業所へ委託を行っている場合における委託費を含む。)を記入すること。
 2 B欄には、交付要綱4にいう寄付金その他の収入額(地域包括支援センターの運営については、指定介護予防支援等にかかる収入額)を記入すること。
 3 D欄のうち、地域包括支援センターの運営については、指定介護予防支援等の業務にかかる経費(指定介護予防支援等の業務を指定居宅介護支援事業所へ委託を行っている場合における委託費を含む。)を含む地域包括支援センターの総経費から、指定介護予防支援等にかかる収入額を控除した後の経費における対象経費の実支出(予定)額を記入すること。
 4 E欄には、交付要綱4に定める基準額を記入すること。
 5 F欄には、C欄、D欄及びE欄を比較して最も少ない額から重層的支援体制整備事業に要する費用相当額を控除した額を記入すること。
 6 G欄には、F欄の額に交付要綱4の第4欄に定める交付率を乗じて得た額(1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てること。)を記入すること。

令和 年度介護予防・日常生活支援総合事業の上限額引き上げに係る事業実施計画書

介護予防・日常生活支援総合事業(交付要綱3のアの事業)

実施主体	〇〇市町		
実施時期	年	月	日から実施
対象経費支出予定額	円		
上限額			
(1) 原則の上限額			円
(2) 選択可能な上限額(給付全体)			円
(3) 特例イ			円
(4) 特例ロ			円
上限超過の理由(以下の理由に該当する箇所に○を付け、具体的な内容を記載すること)			
	介護予防に効果的なプログラムを新たに導入等		
	介護予防や生活支援サービスの供給体制が近隣市町村と比較して著しく不足等		
	小規模市町村で通いの場の新たな整備等		
	令和3年度申請における75歳以上人口変動率(平成30年度から令和2年度の平均)がマイナスであり、即時的に事業費の上限に合わせることが困難である場合		
	介護予防支援に係る保険給付に要する費用の額の平成30年度から令和3年度の変動率が、令和3年度申請における75歳以上人口変動率(平成30年度から令和2年度の平均)よりも大きい場合、仮にその差分に相当する介護予防支援に係る保険給付に要する費用の額(※)が算定式から控除されていなければ、個別協議が不要である場合(※)令和3年度の介護予防支援に係る保険給付に要する費用の額に、介護予防支援に係る保険給付に要する費用の額の平成30年度から令和3年度の変動率と令和3年度申請における75歳以上人口変動率(平成30年度から令和2年度の平均)の差分を乗じた金額。		
内容 (具体的に 記載)			

※上限額のうち、「(3) 特定イ」、「(4) 特定ロ」は、それぞれ介護保険法施行令第37条の13第4項第2号の「イ」、「ロ」とする。

※上限額引き上げは、当該年度一時的に費用が伸びるが、住民主体の取組が促進され、費用の伸びが低減する見込みがあることが前提。

※上限超過の理由として、該当箇所に○を付けた場合には以下の点に留意の上、具体的に内容を記載すること。

個別協議については、理由によっては認められない場合もあるので留意すること。

・介護予防に効果的なプログラムを新たに導入・・・具体的に新たに導入したプログラム内容を具体的に記載すること。なお、原則として導入した年度のみ個別協議が認められるものとする。

・介護予防や生活支援サービスの供給体制が近隣市町村と比較して著しく不足・・・県内の市町村との比較か隣接市町村との比較かなど具体的な比較方法を数値も含めて記載する。

・小規模市町村で通いの場の新たな整備・・・整備に要した額を具体的に記載する。

市町名:

地域包括支援センター運営費別表

	金額(円)	別紙様式 において 対応する欄	備考
総事業費(ア)	0円	A欄	指定介護予防支援等の業務にかかる経費を含む。 また、介護予防支援等の業務を指定居宅介護支援事業所へ委託を行っている場合における委託費を含む。
寄付金その他の収入額(イ)	0円	B欄	
うち指定介護予防支援 等にかかる収入額(ウ)	0円		指定介護予防支援及び第一号介護予防支援にかかる収入額。 なお、直接実施又は委託実施を問わず、1件当たり単価に件数を乗じた金額を記入すること。
差引額(エ)(アーイ)	0円	C欄	
地域包括支援センターの運 営にかかる対象経費支出予 定額(オ)	0円		指定介護予防支援等の業務にかかる経費を含む。 また、介護予防支援等の業務を指定居宅介護支援事業所へ委託を行っている場合における委託費を含む。
指定介護予防支援等にかか る収入額(ウ)	0円		指定介護予防支援及び第一号介護予防支援にかかる収入額。 なお、直接実施又は委託実施を問わず、1件当たり単価に件数を乗じた金額を記入すること。
差引額(カ)(オーウ)	0円	D欄	

令和 年度任意事業実施計画書

任意事業（交付要綱3のウの事業）

介護保険法第115条の45第3項に基づく事業		ア 介護給付等費用適正化事業 イ 家族介護支援事業 ウ その他の事業	
実施主体		〇〇市町	
実施期間（開始年月日～終了年月日）		年 月 日	年 月 日
事業費			
事業名	事業費	事業内容	実施目標

（注）

- 「介護保険法第115条の45第3項に基づく事業」は、ア～ウの該当する事業の記号に「○」を付けること。
また、ア～ウの事業を複数実施している場合は、別葉で作成し、要綱等関係書類を添付すること。
- 「事業費」には、対象経費支出予定額を記入すること。
- 「事業名」には、様式2別添1より選択し、番号および事業名を記入すること。
- 「事業内容」には、ア～ウの各事業の事業内容を具体的かつ簡潔に記入すること。
- 「実施目標」には、ア～ウの各事業が1年間で達成すべき目標について、定量的・定性的な観点から記入すること。
- 様式2別添1の「⑬ 介護用品の支給」を実施する場合には、様式2別添2を作成の上、添付すること。

任意事業

介護給付等費用適正化事業	①認定調査状況チェック
	②ケアプランの点検
	③住宅改修等の点検
	④医療情報との突合・縦覧点検
	⑤介護給付費通知
	⑥給付実績を活用した分析・検証事業
	⑦介護サービス事業者等への適正化支援事業
家族介護支援事業	⑧介護教室の開催
	⑨認知症高齢者見守り事業
	⑩健康相談・疾病予防等事業
	⑪介護者交流会の開催
	⑫介護自立支援事業
その他の事業	⑬成年後見制度利用支援事業
	⑭福祉用具・住宅改修支援事業
	⑮認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業
	⑯認知症サポーター等養成事業
	⑰重度のALS患者の入院におけるコミュニケーション支援事業
	⑱高齢者の安心な住まいの確保に資する事業
	⑲介護サービスの質の向上に資する事業
	⑳地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業
	㉑家庭内の事故等への対応の体制整備に資する事業

令和 度介護用品支給事業計画書

市町名：

(1) 前年度までの支給実績

2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
千円	千円	千円	千円	千円
(対上限額割合 %)	(対上限額割合 %)	(対上限額割合 %)	(対上限額割合 %)	(対上限額割合 %)

(2) 高齢者の個別の状態を踏まえた自立支援の観点に立った適切な用品の支給方策

--

(3) 地域包括支援センター運営費・任意事業における各施策のあり方の検討

事項	各施策の課題と推進策等の検討状況
地域包括支援センター運営費	【地域包括支援センターの意向】※協議、聞き取り等を行うこと。
	【運営協議会コメント】※運営協議会に諮ること。
	【上記を踏まえた市町村の対応方針】
介護用品支給以外の任意事業	
介護用品の支給	

(4) 介護用品支給の廃止・縮小に向けた具体的方策

--

[参考] 各年度の対応（検討している内容があれば記載。）

2019年度（実績）	
2020年度（実績）	
2021年度（予定）	
2022年度（予定）	

令和 年度包括的支援事業（社会保障充実分）実施計画書

包括的支援事業（社会保障充実分）（交付要綱3のイの事業）

実施主体	〇〇市町					
実施時期	① 年 月 日から実施			② 年 月 日から実施		
	③ 年 月 日から実施			④ 年 月 日から実施		
社会保障充実分 総事業費	円	標準額 (4事業の合計額)		円		
①在宅医療・介護連 携推進事業	事業費	(イ)等の会議	(オ)の相談窓口	(オ)の相談員等	(カ)多職種研修	(カ)その他の研修
	0円	0回	0箇所	0人	0回	0回
②生活支援体制整備 事業	事業費	第1層		第2層		就労的活動支援コー ディネーター
		生活支援コーディネーター	協議体	生活支援コーディネーター	協議体	
	0円	0人	0箇所	0人	0箇所	0人
③認知症総合支援事 業	事業費	認知症初期集中支援チーム設置		認知症地域支援推進員設置		チームオレンジコーディネーター
	0円	0箇所		0箇所		0人
④地域ケア会議推進 事業	事業費	地域ケア個別会議			地域ケア推進会議	
	0円	0回			0回	
総事業費が標準額を 超過する主な理由						

(注)

- 「事業費」には、対象経費支出予定額を記入すること。「標準額（4事業の合計額）」には、交付要綱4に定める基準額を記載すること。
- 在宅医療・介護連携推進事業の（イ）、（オ）、（カ）については、実施要綱の事業内容 イ、オ、カ とする。
- 「社会保障充実分総事業費」が「標準額（4事業の合計額）」を超過する場合は、「総事業費が標準額を超過する主な理由」に記入すること。

第 年 月 日 号

滋 賀 県 知 事 様

市町長名
担当者氏名
連絡先電話番号

令和 年度地域支援事業県費交付金の変更交付申請について

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記交付金については、
次により変更交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1	今回追加交付（一部取消）申請額	金	円
	〔 内訳 交付金既交付決定額	金	円
	変更後交付金所要額	金	円

		交付金既交付 決定額(A)	変更後交付金 所要額(B)	今回追加交付(一 部取消)申請額 (B)-(A)
地域支援事業県費交付金		円	円	円
内 訳	介護予防・日常生活支援 総合事業			
	包括的支援事業(地域包 括支援センターの運営) 及び任意事業			
	包括的支援事業 (社会保障充実分)			

2 変更を必要とする理由

3 変更に必要な諸様式については、申請手続の様式に準ずる。

第 年 月 日
号

滋 賀 県 知 事 様

市町長名
担当者氏名
連絡先電話番号

令和 年度地域支援事業県費交付金の事業実績報告について

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記交付金に係る事業実績につ
いて、次の関係書類を添えて報告する。

(添付書類)

全事業共通

- 1 令和 年度地域支援事業交付金精算書(様式1)
- 2 令和 年度包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)実施報告書(様式2)
- 3 令和 年度任意事業報告書(様式3)
- 4 令和 年度包括的支援事業(社会保障充実分)実施報告書(様式4)
- 5 令和 年度歳入歳出決算(見込)書抄本
(内訳として、支給実績内訳書(円単位、任意様式)等を添付すること。)

該当がある場合のみ

- 6 令和 年度介護予防・日常生活支援事業の上限額引き上げに係る事業実施報告書
(様式1別添1)

令和 年度地域支援事業交付金精算書

区分	総事業費 A 円	寄付金その他の収入額 B 円	差引額 C(A-B) 円	対象経費 実支出額 D 円	基準額 E 円	交付基本額 F 円	交付金所要額 G 円	交付金 交付決定額 H 円	交付金 受入済額 I 円	差引過不足額 I-G		備考
										超過額 J 円	不足額 K 円	
1 介護予防・日常生活支援総合事業												
(1)訪問型サービス(第1号訪問事業)												
ア 訪問介護相当サービス												
イ 訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)												
ウ 訪問型サービスB(住民主体による支援)												
エ 訪問型サービスC(短期集中予防サービス)												
オ 訪問型サービスD(移動支援)												
カ その他												
(2)通所型サービス(第1号通所事業)												
ア 通所介護相当サービス												
イ 通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)												
ウ 通所型サービスB(住民主体による支援)												
エ 通所型サービスC(短期集中予防サービス)												
オ その他												
(3)その他生活支援サービス(第1号生活支援事業)												
ア 栄養改善を目的とした配食												
イ 定期的な安否確認及び緊急時の対応												
ウ 訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等												
エ その他												
(4)介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)												
(5)支払審査手数料												
(6)高額介護予防サービス費相当事業等												
(7)一般介護予防事業												
ア 介護予防把握事業												
イ 介護予防普及啓発事業												
ウ 地域介護予防活動支援事業												
エ 一般介護予防事業評価事業												
オ 地域リハビリテーション活動支援事業												
2 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業												0
(1)包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)												
(2)任意事業												
ア 介護給付等費用適正化事業												
イ 家族介護支援事業												
ウ その他の事業												
(ア)成年後見制度利用支援事業												
(イ)福祉用具・住宅改修支援事業												
(ウ)認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業												
(エ)認知症サポーター等養成事業												
(オ)重度のALS患者の入院におけるコミュニケーション支援事業												
(カ)地域自立生活支援事業												
3 小 計(1+2)												
4 包括的支援事業(社会保障充実分)												0
(1)在宅医療・介護連携推進事業												
(2)生活支援体制整備事業												
ア 生活支援コーディネーター・協議体												
イ 就労的活動支援コーディネーター												
(3)認知症初期集中支援推進事業												
(4)認知症地域支援・ケア向上事業												
(5)認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業												
(6)地域ケア会議推進事業												
5 合 計(3+4)												0

(注) 1 A欄のうち、地域包括支援センターの運営については、交付要綱41にいう総事業費(指定介護予防支援等の業務にかかる経費を含む。また、指定介護予防支援等の)の
 2 B欄には、交付要綱41にいう寄付金その他の収入額(地域包括支援センターの運営については、指定介護予防支援等にかかる収入額)を記入すること。
 3 D欄のうち、地域包括支援センターの運営については、指定介護予防支援等の業務にかかる経費(指定介護予防支援等の業務を指定居宅介護支援事業所へ委託を行っている場合における委託費を含む。)を含む地域包括支援センターの総経費から、指定介護予防支援等にかかる収入額を控除した後の経費における対象経
 4 E欄には、交付要綱41に定める基準額を記入すること。
 5 F欄には、C欄、D欄及びE欄を比較して最も少ない額から、重層的支援体制整備事業に要する費用相当額を控除した額を記入すること。
 6 G欄には、F欄の額に交付要綱4の第4欄に定める交付率を乗じて得た額(1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てること。)を記入すること。
 7 H欄及びI欄には、重層的支援体制整備事業に要する費用相当額を含めない。

上限設定の選択	個別協議の有無
①総合事業	① 総合事業
② 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)・任意事業	② 包括的支援事業(社会保障充実分)
③ 包括的支援事業(社会保障充実分)	
	重層的支援体制整備事業の実施有無

保険者名	
都道府県コード	
市区町村コード	
C・D	

重層的支援体制整備事業に要する費用相当額 総額(①+②+③)	円
①地域介護予防活動支援事業費相当額	円
② 地域包括支援センターの運営費相当額	円
③ 生活支援体制整備事業費相当額	円
ア 生活支援コーディネーター・協議体	円
イ 就労的活動支援コーディネーター	円

令和 年度介護予防・日常生活支援総合事業の上限額引き上げに係る事業実施報告書

介護予防・日常生活支援総合事業(交付要綱3のアの事業)

実施主体	〇〇市町		
実施時期	年 月 日から実施		
実績額	0円 (計画額: 0円)		
上限額			
(1) 原則の上限額	0円		
(2) 選択可能な上限額(給付全体)	0円		
(3) 特例イ	0円		
(4) 特例ロ	0円		
上限超過の理由(下記の理由に該当する箇所に○を付け、具体的な内容を記載すること)			
	介護予防に効果的なプログラムを新たに導入等		
	介護予防や生活支援サービスの供給体制が近隣市町村と比較して著しく不足等		
	小規模市町村で通いの場の新たな整備等		
	令和3年度申請における75歳以上人口変動率(平成30年度から令和2年度の平均)がマイナスであり、即時的に事業費の上限に合わせる事が困難である場合		
	介護予防支援に係る保険給付に要する費用の額の平成30年度から令和3年度の変動率が、令和3年度申請における75歳以上人口変動率(平成30年度から令和2年度の平均)よりも大きい場合、仮にその差分に相当する介護予防支援に係る保険給付に要する費用の額(※)が算定式から控除されていなければ、個別協議が不要である場合 (※)令和3年度の介護予防支援に係る保険給付に要する費用の額に、介護予防支援に係る保険給付に要する費用の額の平成30年度から令和3年度の変動率と令和3年度申請における75歳以上人口変動率(平成30年度から令和2年度の平均)の差分を乗じた金額。		
	病気などの大流行、災害の発生等により要支援者等が急増		
内容 (具体的に記載)			

※上限額のうち、「(3) 特例イ」、「(4) 特例ロ」は、それぞれ介護保険法施行令第37条の13第4項第2号の「イ」、「ロ」とする。

※上限引き上げは、当該年度一時的に費用が伸びるが、住民主体の取組が促進され、費用の伸びが低減する見込みがあることが前提。

※上限超過の理由として、該当箇所に○を付けた場合には以下の点に留意の上、具体的に内容を記載すること。個別協議については、理由によっては認められない場合もあるので留意すること。

市町名：

地域包括支援センター運営費別表

	金額(円)	別紙様式 において 対応する欄	備考
総事業費(ア)	0円	A欄	指定介護予防支援等の業務にかかる経費を含む。 また、介護予防支援等の業務を指定居宅介護支援事業所へ委託を行っている場合における委託費を含む。
寄付金その他の収入額(イ)	0円	B欄	
うち指定介護予防支援 等にかかる収入額(ウ)	0円		指定介護予防支援及び第一号介護予防支援にかかる収入額。 なお、直接実施又は委託実施を問わず、1件当たり単価に件数を乗じた金額を記入すること。
差引額(エ)(アーイ)	0円	C欄	
地域包括支援センターの運 営にかかる対象経費支出予 定額(オ)	0円		指定介護予防支援等の業務にかかる経費を含む。 また、介護予防支援等の業務を指定居宅介護支援事業所へ委託を行っている場合における委託費を含む。
指定介護予防支援等にかか る収入額(ウ)	0円		指定介護予防支援及び第一号介護予防支援にかかる収入額。 なお、直接実施又は委託実施を問わず、1件当たり単価に件数を乗じた金額を記入すること。
差引額(カ)(オーウ)	0円	D欄	

別紙様式第4様式2

令和 年度包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）実施報告書

1 地域包括支援センターの設置状況

(1) 設置状況

	合計	
	直営	委託
地域包括支援センターの設置数		

(2) 委託先の状況

	合計						
	社会福祉法人 (社協以外)	社会福祉協議会	医療法人	社団・財団法人	NPO法人	その他	
委託先件数							

(3) 職員の状況

	合計			
	保健師	社会福祉士	主任ケアマネジャー	その他
配置数				

※「保健師」「社会福祉士」「主任ケアマネジャー」には、それぞれの準ずる者を含む。

保険者名				
都道府県 コード	市区町村コード			C・D

令和 年度任意事業実施報告書

任意事業（交付要綱3のウの事業）

介護保険法第115条の45第3項に基づく事業		ア 介護給付等費用適正化事業 イ 家族介護支援事業 ウ その他の事業	
実施主体		〇〇市町	
実施期間（開始年月日～終了年月日）		年 月 日	年 月 日
事業費	計画額		
	実績額		
事業名	事業費	事業内容	効果

(注)

- 「介護保険法第115条の45第3項に基づく事業」は、ア～ウの該当する事業の記号に「○」を付けること。また、ア～ウの事業を複数実施している場合は、別葉で作成し、要綱等関係書類を添付すること。
- 「事業費」には、対象経費実支出額を記入し、計画額には実施計画時の対象経費支出予定額を記入すること。
- 「事業名」には、様式3別添より選択し、番号のみ記入すること。
- 「事業内容」には、ア～ウの各事業の事業内容を具体的かつ簡潔に記入すること。
- 「効果」には、事業計画書の目標に対して達成した効果について、定量的・定性的な観点から記入すること。

任意事業

介護給付等費用適正化事業	①認定調査状況チェック
	②ケアプランの点検
	③住宅改修等の点検
	④医療情報との突合・縦覧点検
	⑤介護給付費通知
	⑥給付実績を活用した分析・検証事業
	⑦介護サービス事業者等への適正化支援事業
家族介護支援事業	⑧介護教室の開催
	⑨認知症高齢者見守り事業
	⑩健康相談・疾病予防等事業
	⑪介護者交流会の開催
その他の事業	⑫介護自立支援事業
	⑬成年後見制度利用支援事業
	⑭福祉用具・住宅改修支援事業
	⑮認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業
	⑯認知症サポーター等養成事業
	⑰重度のALS患者の入院におけるコミュニケーション支援事業
	⑱高齢者の安心な住まいの確保に資する事業
	⑲介護サービスの質の向上に資する事業
	⑳地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業
	㉑家庭内の事故等への対応の体制整備に資する事業

令和 年度包括的支援事業（社会保障充実分）実施報告書

包括的支援事業（社会保障充実分）（交付要綱3のイの事業）

実施主体	〇〇市町					
実施時期	① 年 月 日から実施			② 年 月 日から実施		
	③ 年 月 日から実施			④ 年 月 日から実施		
社会保障充実分 総事業費	円	標準額 (4事業の合計額)		円		
①在宅医療・介護連 携推進事業	事業費	(イ)等の会議	(オ)の相談窓口	(オ)の相談員等	(カ)多職種研修	(カ)その他の研修
	0円	0回	0箇所	0人	0回	0回
②生活支援体制整備 事業	事業費	第1層		第2層		就労的活動支援コー ディネーター
		生活支援コーディネーター	協議体	生活支援コーディネーター	協議体	
	0円	0人	0箇所	0人	0箇所	0人
③認知症総合支援事 業	事業費	認知症初期集中支援チーム設置		認知症地域支援推進員設置		チームオレンジコーディネーター
	0円	0箇所		0箇所		0人
④地域ケア会議推進 事業	事業費	地域ケア個別会議			地域ケア推進会議	
	0円	0回			0回	

(注)

- 「事業費」には、対象経費実支出額を記入すること。「標準額（4事業の合計額）」には、交付要綱4に定める基準額を記載すること。
- 在宅医療・介護連携推進事業の（イ）、（オ）、（カ）については、実施要綱の事業内容 イ、オ、カ とする。

令和 年度地域支援事業県費交付金交付決定通知書

(市町名)

年 月 日付け 第 号で申請のあった介護保険法(平成9年法律第123号)第122条の2に
基づく令和 年度地域支援事業県費交付金については、次のとおり交付することに決定したので通知しま
す。

年 月 日

滋賀県知事

1 交付金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、「滋賀県地域支援事業交付金交付要綱」(以下
「交付要綱」という。)の3に定める事業であり、その内容は

{ 年 月 日付け第 号申請書記載のとおり }
{ 2のとおり } である。

2 事業に要する経費および交付金の額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合にお
いて、事業に要する経費または交付金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費	金	円
交付金の額	金	円

3 事業に要する経費の配分およびこれに対応する交付金の額の区分は、次のとおりである。

区 分	事業に要する経費	交付金の額
介護予防・日常生活支援総合事業	金 円	金 円
包括的支援事業(地域包括支援 センターの運営)および任意事業	金 円	金 円
包括的支援事業(社会保障充実分)	金 円	金 円

4 交付金の額の確定は、交付要綱の4に定める交付額の算定方法により行うものである。

5 この交付金は交付要綱の6に掲げる事項を条件として交付するものである。

6 事業に係る事業実績報告は、交付要綱の11に定めるところにより行わなければならない。

令和 年度地域支援事業県費交付金追加交付決定(交付決定一部取消)通知書

(市町名)

年 月 日付け 第 号で交付決定した令和 年度地域支援事業県費交付金については、年 月 日付け 第 号申請に基づき、次のとおり変更することに決定したので通知します。

年 月 日

滋賀県知事

1 交付金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、「滋賀県地域支援事業交付金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)の3に定める事業であり、その内容は

{ 年 月 日第 号申請書記載のとおり }
{ 2のとおり } である。

2 事業に要する経費および交付金の額は、次のとおりである。

事業に要する経費	金	円
内今回増加(減少)額	金	円
交付金の額	金	円
内今回追加交付(一部取消)額	金	円

3 事業に要する経費の配分およびこれに対応する交付金の額の区分は、次のとおりである。

区 分	事業に要する経費	交付金の額
介護予防・日常生活支援総合事業		
	金 円	金 円
	内今回増加(減少)額 金 円	内今回追加交付(一部取消)額 金 円
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)および任意事業		
	金 円	金 円
	内今回増加(減少)額 金 円	内今回追加交付(一部取消)額 金 円
包括的支援事業(社会保障充実分)		
	金 円	金 円
	内今回増加(減少)額 金 円	内今回追加交付(一部取消)額 金 円

令和 年度地域支援事業県費交付金交付額確定通知書

(市町名)

年 月 日付け 第 号で交付決定した令和 年度地域支援事業県費交付金については、年 月 日付け第 号事業実績報告に基づき、滋賀県補助金等交付規則(昭和48年滋賀県規則第9号)第13条の規定により、別表のとおり確定したので通知します。

なお、確定の結果不足となる金額については、別表のとおり追加交付することとし、また、超過交付となった金額については、同規則第17条第2項の規定により、年 月 日までに返還することを命じます。

年 月 日

滋賀県知事

(別表)

令和 年度地域支援事業県費交付金交付額確定内訳書

市 町 名

		確定額	追加交付額	返還を要する額
地域支援事業県費交付金		円	円	円
	介護予防・日常生活支援総合事業	円	円	円
AE 0A	包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)および任意事業	円	円	円
	包括的支援事業(社会保障充実分)	円	円	円